

「石綿含有産業廃棄物」の記入のしかた

廃棄物処理法施行令・施行規則が改正され、平成18年10月1日施行されます。これにより石綿含有産業廃棄物(*)の処理基準・保管基準が定められるとともに、処理委託にあたっては廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合には、その旨及びその数量を委託契約書及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)に記載することが義務づけられました。

(*)石綿含有産業廃棄物：工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの(廃石綿等を除く)。

- ・石綿含有産業廃棄物の処分については破碎・切断が原則禁止(収集運搬のために必要な措置を講じて行う破碎等は認められる)され、埋立処分、熔融、無害化することが必要となります。
- ・石綿含有産業廃棄物の処理委託に際しては、他の廃棄物と区別して1枚のマニフェストを交付してください。記入例は下記のとおりです。

・建設系廃棄物マニフェストの記入例

① ガラス・陶磁器くず(石綿含有大平板、スレート波板等)

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, (m ²))								形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	①固形状	1バラ
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥				21 廃石綿等		2泥状	2コンテナ
02 アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	4	12 紙くず						3液状	3ドラム缶
03 その他がれき類				13 木くず							④袋
④ ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							
05 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード				総重量又は総容量	4		
06 金属くず				16 混合(管理型含む)							

② 廃プラスチック類(石綿含有Pタイル等)

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, (m ²))								形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	①固形状	1バラ
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥				21 廃石綿等		2泥状	2コンテナ
02 アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	2	12 紙くず						3液状	3ドラム缶
03 その他がれき類				13 木くず							④袋
④ ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							
⑤ 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード				総重量又は総容量	2		
06 金属くず				16 混合(管理型含む)							

③ 種類の異なる石綿含有産業廃棄物を1台の車で運搬する場合

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, (m ²))								形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	①固形状	1バラ
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥				21 廃石綿等		2泥状	2コンテナ
02 アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	6	12 紙くず						3液状	3ドラム缶
03 その他がれき類				13 木くず							④袋
④ ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							
⑤ 廃プラスチック類				15 廃石膏ボード				総重量又は総容量	6		
06 金属くず				16 混合(管理型含む)							

④ 岩綿吸音板(石綿含有)と下貼りの石膏ボードが一体となっている場合

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, (m ²))								形状		荷姿	
安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量	①固形状	1バラ
01 コンクリートがら		07 混合(安定型のみ)		11 建設汚泥				21 廃石綿等		2泥状	2コンテナ
02 アスコンがら		石綿含有産業廃棄物	4	12 紙くず						3液状	3ドラム缶
03 その他がれき類				13 木くず							④袋
④ ガラス・陶磁器くず				14 繊維くず							
05 廃プラスチック類				⑮ 廃石膏ボード				総重量又は総容量	4		
06 金属くず				16 混合(管理型含む)							